

第 22 回幕別町農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成 28 年 4 月 26 日（火）午後 2 時 00 分から午後 3 時 13 分まで

2 開催場所 幕別町役場 5 階会議室

3 出席委員（23 名）

会長	26 番	谷内	雅貴
会長職務代理者	25 番	田邊	忠幸
委員	1 番	石川	雅洋
	2 番	加藤	宏
	5 番	井田	留吉
	6 番	中島	孝
	7 番	大道	健實
	8 番	齊藤	一男
	10 番	渡邊	ひろ子
	11 番	菅野	能稔
	12 番	鬼頭	良市
	13 番	白木	孝和
	14 番	深松	俊英
	15 番	宗廣	武夫
	16 番	国枝	隆幸
	17 番	千葉	茂喜
	18 番	森	勤子
	19 番	鯖戸	英明
	20 番	尾藤	欣二
	21 番	大澤	慶博
	22 番	高野	英一
	23 番	前川	厚司
	24 番	香西	浩志

4 欠席委員（3 名）

3 番	大野	和也
4 番	高橋	秀樹
9 番	小原	喜久雄

5 議事日程

- 1) 開会
- 2) 議事録署名委員
- 3) 諸般の報告
- 4) 報告

第 1 号 幕別町農業委員会事務局職員の人事異動について

第 2 号 平成 28 年度十勝農業委員連合会通常総会について

第 3 号 平成 28 年度地区別農業委員会会長、事務局長会議について

- 第4号 農地の賃貸借契約の合意解約通知の受理について
- 第5号 農地法第5条の規定による許可について
- 第6号 農地一時転用に係る復元状況の報告について
- 第7号 所有権移転に係る利用調整結果の報告について

議案

- 第1号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第3号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 第4号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 第5号 現況証明について

- | | | |
|---|------------|-------|
| 6 | 事務局長 | 高橋 宏邦 |
| | 忠類支局長 | 川瀬 康彦 |
| | 農地振興係長 | 広田 瑞恵 |
| | 忠類支局農地振興係長 | 伊藤 憲彦 |
| | 農地振興係主任 | 南 敦朗 |
| | 農地振興係主事補 | 折笠 亜衣 |

7 会議の概要

議長	<p>幕別町農業委員会会議規則第8条第1項の規定により、定足数に達しておりますので、ただ今から第22回農業委員会総会を開催いたします。次に議事録署名委員を会議規則第13条第2項の規定により指名いたします。議事録署名委員に、18番森委員、19番鯖戸委員を指名いたします。よろしく願いいたします。</p> <p>次に諸般の報告を事務局から申し上げます。</p>
事務局	<p>諸般の報告を申し上げます。会議規則第4条の規定により、3番大野委員、4番高橋委員、9番小原委員より欠席する旨の届出がございましたのでご報告いたします。</p>
議長	<p>次に報告第1号「幕別町農業委員会事務局職員の人事異動について」を議題といたします。事務局から報告第1号の説明をいたします。</p>
事務局	<p>報告第1号「幕別町農業委員会事務局職員の人事異動について」。私のほうから報告いたします。平成28年4月1日付け人事異動にて、忠類総合支所経済建設課長と併任でありました農業委員会忠類支局長、天羽徹が住民福祉部防災環境課長へ、農業委員会農地振興係長、鯨岡健が企画総務部政策推進課政策推進担当副主幹へ異動となりました。後任といたしまして、農業委員会忠類支局長に忠類総合支所経済建設課長と併任として、教育委員会学校教育課長、川瀬康彦が、農地振興係長に総務部総務課総務係より広田瑞恵が着任いたしました。以上、人事異動についての報告とさせていただきます。</p>
議長	<p>ただ今、事務局から4月1日付けの人事異動について報告がありました。こ</p>

	<p>ここで職員の紹介をいたします。事務局お願いします。</p>
事務局	<p>それでは、新たに着任いたしました職員を紹介させていただきます。最初に、忠類総合支所経済建設課長と併任されます忠類支局、川瀬支局長です。</p>
川瀬課長	<p>忠類支局長の川瀬でございます。よろしくお願いいたします。</p>
事務局	<p>次に、農地振興係、広田係長です。</p>
広田係長	<p>広田です。どうぞよろしくお願いいたします。</p>
事務局	<p>今後ともよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>次に報告第2号「平成28年度十勝農業委員連合会通常総会について」を議題といたします。私のほうから報告させていただきます。報告第2号資料をご覧ください。去る4月15日に十勝プラザにおいて、平成28年度十勝農業委員会連合会通常総会が開催され、私が出席いたしました。議案審議では、報告第1号「平成27年度事業報告」から議案第4号「十勝農業委員会連合会の重点要請(案)」についてまでの報告3件、議案4件の全てが承認・決定されました。平成28年度の十勝農業委員会連合会に対する負担金についてであります。本町は耕地面積割、経営体割合わせて前年同様の263,000円となっております。議案第4号の十勝農業委員会連合会の重点要請につきましては、この要請文を持って、5月26日に開催されます全国農業委員会会長大会に併せまして、25日に十勝選出国會議員へ、また、翌26日には北海道選出国會議員へ要請活動を行うものであります。詳しくは総会議案を後ほどご覧いただきたいと思っております。以上で報告とさせていただきます。</p>
議長	<p>報告第2号について、何かご質問等ございませんか。</p> <p>(発言なし)</p>
議長	<p>発言がないようですので、以上で報告第2号を終わります。</p>
議長	<p>次に、報告第3号「平成28年度地区別農業委員会会長、事務局長会議について」を議題といたします。事務局から報告いたします。</p>
事務局	<p>報告第3号「平成28年度地区別農業委員会会長・事務局長会議」について報告いたします。報告第3号資料をご覧ください。去る4月15日に十勝プラザにおいて、北海道農業会議主催による地区別農業委員会会長・事務局長会議が開催され、谷内会長と私が出席いたしました。資料をお開きください。左側になりますが「平成29年度農業・農業委員会関係予算並びに政策要望に向けた取りまとめについて」でございますが、「要望意見の取りまとめ」につきましては、各地方農業委員会連合会における検討を踏まえ、北海道農業会議で修正後、内容を決定し、本道選出国會議員に対し要請行動を行うものであります。資料の右側になりますが要請行動につきましては先ほど会長から報告のありました通りです。次のページをお開きください。要望原案は、ここから8ページにわた</p>

り記載されておりますので、後ほどご覧いただきたいと思います。次に、口頭での説明となりますが、「農業者年金の加入促進について」であります。昨年度の本町の女性の新規加入者が全国で8位（12人）となりましたので、6月に開催されます全道農業者年金協議会総会において昨年に引き続き表彰される予定です。また、今後においても農業者年金の加入促進にご協力願いたいとのことであります。資料の後ろから2枚目をご覧ください。改正農業委員会法施行の状況についてです。すでに農業委員の選任を終えている市町村の応募・推薦の状況です。定数を超えているのは上から4番目の北斗市のみで、公募2名のうち男性1、女性で現職の委員1名応募があり、現職の女性が選任されています。資料の最後の2枚は本年度の道農業会議主催研修会・会議のスケジュールを記載しておりますので後ほどご覧いただきたいと思います。以上で報告第3号の説明を終わらせていただきます。

議長

報告第3号について、何かご質問等ございませんか。

(発言なし)

議長

発言がないようですので、以上で報告第3号を終わります。

議長

次に、報告第4号「農地の賃貸借契約の合意解約通知の受理について」を議題といたします。事務局から報告第4号1番から3番の説明をいたします。

事務局

報告第4号「農地の賃貸借契約の合意解約通知の受理について」、農地法第18条第6項の規定により合意解約通知があったので報告します。案件は議案書2ページに記載されております3件でございます。いずれも書類等が完備されておりましたので受理いたしました。以上で報告を終わります。

議長

報告第4号1番から3番について説明を申し上げました。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑がないようですので、報告第4号1番から3番については報告のとおり承認されました。

議長

次に報告第5号「農地法第5条の規定による許可について」を議題といたします。事務局から報告第5号1番の説明をいたします。

事務局

報告第5号「農地法第5条の規定による許可について」、農地法第5条の許可申請について下記のとおり許可したので報告いたします。案件は議案書3ページの平成28年2月26日第20回総会で審議された1件でございます。内容につきましては記載のとおりでございます。なお、記載のとおり条件を付し平成28年3月30日付けで許可をしております。以上で報告を終わります。

議長

報告第5号1番について質疑ございませんか。

	(発言なし)
議長	質疑がないようですので、報告第5号1番については報告のとおり承認されました。
議長	次に報告第6号「農地等一時転用に係る復元状況の報告について」を議題といたします。事務局から報告第6号1番の説明をいたします。
事務局	【報告第6号1番について議案書をもとに朗読】
事務局	案件は議案書4ページの平成27年2月27日に許可をしておりました1件でございます。平成28年3月23日付け完了報告を受理し、今年20日の現地調査で農地として復元されていることを確認いたしました。以上で報告を終わります。
議長	報告第6号1番について説明を申し上げました。質疑ございませんか。
	(発言なし)
議長	質疑がないようですので、報告第6号1番については報告のとおり承認されました。
議長	次に、報告第7号「所有権移転に係る利用調整結果の報告について」を議題といたします。事務局から報告第7号1番の説明をいたします。
事務局	報告第7号「所有権移転に係る利用調整結果の報告について」公益財団法人幕別町農業振興公社の所有権移転に係る利用調整の結果を報告いたします。案件は議案書5ページの今年18日に町公社が利用調整を行った1件であります。内容につきましては記載のとおりでございます。以上で報告を終わります。
議長	報告第7号1番について説明を申し上げました。質疑ございませんか。
	(発言なし)
議長	質疑がないようですので、報告第7号1番については報告のとおり承認されました。
議長	次に議案第1号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。議案第1号1番、2番について事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第1号1番、2番について、議案書をもとに朗読】
	以上の計画要請の内容はお手元に配布してございます別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書1ページに記載されておりますとおり、経営面積・従事日

数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いします。

12番 12番説明いたします。これらの案件は更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第1号1番、2番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 異議なしとします。よって議案第1号1番、2番は原案のとおり可決されました。

議長 次に議案第1号3番から6番について事務局から説明をいたします。

事務局 **【議案第1号3番から6番について議案書をもとに朗読】**

以上の計画要請の内容は別添調査書2ページから3ページに記載されておりますとおり、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

15番 15番説明いたします。これらの案件は更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第1号3番から6番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 異議なしとします。よって議案第1号3番から6番は原案のとおり可決されました。

議長

次に議案第1号7番、8番について事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第1号7番、8番について議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は別添調査書4ページに記載されておりますように、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

14番

14番説明いたします。これらの案件は更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第1号7番、8番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長

異議なしとします。よって議案第1号7番、8番は原案のとおり可決されました。

議長

次に議案第1号9番、10番について事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第1号9番、10番について議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は別添調査書5ページに記載されておりますように、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

20番

20番説明いたします。これらの案件は更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第1号9番、10番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 異議なしとします。よって議案第1号9番、10番は原案のとおり可決されました。

議長 次に議案第1号11番から14番について事務局から説明をいたします。

事務局 **【議案第1号11番から14番について議案書をもとに朗読】**

以上の計画要請の内容は別添調査書6ページから7ページに記載されておりますように、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

12番 12番説明いたします。これらの案件は本月18日に町公社が賃貸借料の変更に伴う利用調整を行ったものであります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第1号11番から14番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 異議なしとします。よって議案第1号11番から14番は原案のとおり可決されました。

議長 次に議案第1号15番から20番について事務局から説明をいたします。

事務局 **【議案第1号15番から20番について議案書をもとに朗読】**

以上の計画要請の内容は別添調査書8ページから10ページに記載されておりますように、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

7番 7番説明いたします。これらの案件は本月18日に町公社が利用調整を行ったものであります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。よろしくお願

いたします。

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第1号15番から20番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長

異議なしとします。よって議案第1号15番から20番は原案のとおり可決されました。

議長

次に議案第1号21番について事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第1号21番について議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は別添調査書11ページ上段に記載されておりますように、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

19番

19番説明いたします。この案件は1月に町公社が利用調整を行ったものであります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定については問題ないと思っております。以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第1号21番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長

異議なしとします。よって議案第1号21番は原案のとおり可決されました。

議長

次に議案第1号22番について事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第1号22番について議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は別添調査書11ページ下段に記載されておりますように、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要

件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

12 番 12 番説明いたします。この案件は昨年 12 月に町公社が利用調整を行ったものであります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第 1 号 22 番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 異議なしとします。よって議案第 1 号 22 番は原案のとおり可決されました。

議長 次に議案第 1 号 23 番について事務局から説明をいたします。

事務局 **【議案第 1 号 23 番について議案書をもとに朗読】**

以上の計画要請の内容は別添調査書 12 ページ上段に記載されておりますように、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

7 番 7 番説明いたします。この案件は 2 月に町公社が利用調整を行ったものであります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第 1 号 23 番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 異議なしとします。よって議案第 1 号 23 番は原案のとおり可決されました。

議長

次に議案第1号24番について事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第1号24番について議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は別添調査書12ページ下段に記載されておりますように、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

16番

16番説明いたします。この案件は1月に町公社が利用調整を行ったものであります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第1号24番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長

異議なしとします。よって議案第1号24番は原案のとおり可決されました。

議長

次に議案第1号25番について事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第1号25番について議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は別添調査書13ページ上段に記載されておりますように、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

2番

2番説明いたします。この案件は2月に町公社が利用調整を行ったものであります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第1号25番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 異議なしとします。よって議案第1号25番は原案のとおり可決されました。

議長 次に議案第1号26番について事務局から説明をいたします。

事務局 **【議案第1号26番について議案書をもとに朗読】**

以上の計画要請の内容は別添調査書13ページ下段に記載されておりますように、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

6番 6番説明いたします。この案件は本月18日に町公社が利用調整を行ったものです。譲受人は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の所有権移転については問題ないと思います。以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第1号26番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 異議なしとします。よって議案第1号26番は原案のとおり可決されました。

議長 次に議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。議案第2号1番について事務局から説明をいたします。

事務局 **【議案第2号1番について議案書をもとに朗読】**

この案件はお手元に配布しております別添農地法第3条調査書1ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たすと考えております。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

14番 14番説明いたします。この案件は、親から子への使用貸借でありますので、周辺農地への影響はないと考えております。なお、詳細につきましては、事務局ご説明のとおりでございますのでよろしくお願いいたします。

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第2号1番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長

異議なしとします。よって議案第2号1番は原案のとおり可決されました。

議長

次に議案第2号2番、3番について事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第2号2番、3番について議案書をもとに朗読】

これらの案件は別添調査書2ページから3ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たすと考えております。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

7番

7番説明いたします。これらの案件は今日20日に宗廣委員、前川委員、事務局とで現地調査を行い周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては事務局の説明とおりでありますのでよろしくお願いいたします。

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第2号2番、3番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長

異議なしとします。よって議案第2号2番、3番は原案のとおり可決されました。

議長

次に議案第2号4番について事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第2号4番について議案書をもとに朗読】

この案件は別添調査書4ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たすと考えております。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

14 番 14 番説明いたします。この案件は毎月 20 日に宗廣委員、前川委員、事務局とで現地調査を行い周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては事務局の説明とおりですのでよろしくお願いいたします。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第 2 号 4 番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 異議なしとします。よって議案第 2 号 4 番は原案のとおり可決されました。

議長 次に議案第 2 号 5 番について事務局から説明をいたします。

事務局 **【議案第 2 号 5 番について議案書をもとに朗読】**

この案件は別添調査書 5 ページに記載されておりますとおり、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件を全て満たすと考えております。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

19 番 19 番説明いたします。この案件は毎月 20 日に宗廣委員、前川委員、事務局と現地調査を行い周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては事務局の説明とおりですのでよろしくお願いいたします。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第 2 号 5 番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 異議なしとします。よって議案第 2 号 5 番は原案のとおり可決されました。

議長 次に議案第 2 号 6 番について事務局から説明をいたします。

事務局 **【議案第 2 号 6 番について議案書をもとに朗読】**

この案件は別添調査書 6 ページに記載されておりますとおり、農地法第 3 条

第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たすと考えております。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

21番 21番説明いたします。この案件は今年20日に齊藤委員、渡邊委員、事務局とで現地調査を行い周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては事務局の説明とおりですのでよろしくお願いいたします。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第2号6番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 異議なしとします。よって議案第2号6番は原案のとおり可決されました。

議長 次に議案第2号7番、8番について事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第2号7番、8番について議案書をもとに朗読】

これらの案件につきましては、いずれも町外で農業経営をされていた方が新たに忠類地区で農地を賃貸する事により農業経営を行う案件であります。借主である農業者につきましては、前住所地で営農証明書の交付を受けており農業経営及び農業従事の実績や営農実態を確認済みであります。内容につきましては農地法第3条調査書7ページから8ページに記載されていますように農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たすと考えております。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

22番 22番説明いたします。これらの案件は今年20日に齊藤委員、渡邊委員、事務局とで現地調査を行い周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては事務局の説明とおりですのでよろしくお願いいたします。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第2号7番、8番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長

異議なしとします。よって議案第2号7番、8番は原案のとおり可決されました。

議長

次の、議案第2号9番につきましては、菅野委員の事案が含まれておりますので、農業委員会法第24条の規定に基づく議事参与の制限により、本案件の審議開始から終了まで退席願います。それでは、議案第2号9番について事務局から説明をいたします。

(11番 菅野委員退席)

事務局

【議案第2号9番について議案書をもとに朗読】

本案件につきましても、8番でご説明いたしました町外で農業経営されていた方が新たに忠類地区で農地を賃貸する事により農業経営を行う案件となります。内容につきましては農地法第3条調査書9ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たすと考えております。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

22番

22番説明いたします。この案件は本月20日に齊藤委員、渡邊委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては、事務局ご説明のとおりでございますので、よろしく願いいたします。

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第2号9番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長

異議なしとします。よって議案第4号9番は原案のとおり可決されました。

(11番 菅野委員着席)

議長

次の、議案第2号10番につきましては、小原委員の事案が含まれておりますので、農業委員会法第24条の規定に基づく議事参与の制限に該当いたしますが、本日欠席のためこのまま議事を続けます。それでは議案第2号10番について事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第2号10番について議案書をもとに朗読】

この案件は別添調査書10ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たすと考えております。以上

で議案の朗読と説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

10 番 10 番説明いたします。この案件は、今月 20 日に齊藤委員、高野委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては、事務局ご説明のとおりでございますのでよろしくお願いいたします。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第 2 号 10 番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 異議なしとします。よって議案第 2 号 10 番は原案のとおり可決されました。

議長 次に議案第 2 号 11 番について事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第 2 号 11 番について議案書をもとに朗読】

この案件は別添調査書 11 ページに記載されておりますとおり、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件を全て満たすと考えております。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

7 番 7 番説明いたします。この案件は先月 23 日に高橋委員、森委員、事務局と現地調査を行い周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては事務局の説明とおりでございますのでよろしくお願いいたします。

議長 本件につきましては、農地部会を開催し協議していただいております。大道農地部会長より報告をお願いいたします。

農地部会長 それでは報告いたします。去る 4 月 8 日、農地所有適格法人から構成員への農地の売買という特殊な案件であるため農地部会を開催し、法人の今後の方向性や譲受者である構成員の事業計画等の内容を確認致しました。譲受人は、今後法人から独立し個人経営を行い、将来的には息子が経営を引き継ぐということであり、3 条の許可要件を満たしていることから、問題ないものとして、協議を終えておりますのでご報告申し上げます。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第2号11番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 異議なしとします。よって議案第2号11番は原案のとおり可決されました。

議長 次に議案第2号12番について事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第2号12番について議案書をもとに朗読】

この案件は別添調査書12ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たすと考えております。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

15番 15番説明いたします。この案件は、後継者への生前贈与による所有権移転でありますので、周辺農地への影響がないと考えております。なお、詳細につきましては、事務局ご説明のとおりでございますのでよろしくをお願いいたします。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第2号12番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 異議なしとします。よって議案第2号12番は原案のとおり可決されました。

議長 次に議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。議案第3号1番について事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第3号1番について議案書をもとに朗読】

この案件は格納庫の建設を目的とする転用でございます。なお農地区分は農用地であります。農用地は原則不許可であります。本件は農振農用地区域の指定用途への転用であることから問題ないと考えております。なお、立地基準・一般基準等の詳細につきましては別添農地転用許可申請に係る審査表に記載されているとおりでございます。よろしくをお願いいたします。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

24 番	24 番説明いたします。この案件は今年 20 日に宗廣委員、前川委員、事務局とで現地調査を行い周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては、事務局の説明とおりでですのでよろしく願いいたします。
議長	<p>それでは質疑を行います。質疑ございませんか。</p> <p>(発言なし)</p>
議長	<p>質疑なしとします。採決をいたします。議案第 3 号 1 番について原案のとおり決することに異議ございませんか。</p> <p>【異議なしの声多数】</p>
議長	異議なしとします。よって議案第 3 号 1 番は原案のとおり可決されました。
議長	次に議案第 3 号 2 番について事務局から説明いたします。
事務局	<p>【議案第 3 号 2 番について議案書をもとに朗読】</p> <p>この案件はロール置場及び作業場の建設を目的とする転用でございます。なお農地区分は農用地であります。農用地は原則不許可であります。本件は農振農用地区域の指定用途への転用であることから問題ないと考えております。なお、立地基準・一般基準等の詳細につきましては別添農地転用許可申請に係る審査表に記載されているとおりでございます。よろしく願いいたします。</p>
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
15 番	15 番説明いたします。この案件は先月 23 日に、高橋委員、森委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては、事務局ご説明のとおりでございますので、よろしく願いいたします。
議長	<p>それでは質疑を行います。質疑ございませんか。</p> <p>(発言なし)</p>
議長	<p>質疑なしとします。採決をいたします。議案第 3 号 2 番について原案のとおり決することに異議ございませんか。</p> <p>【異議なしの声多数】</p>
議長	異議なしとします。よって議案第 3 号 2 番は原案のとおり可決されました。
議長	次に議案第 4 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題といたします。議案第 4 号 1 番について事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第4号1番について議案書をもとに朗読】

事務局

この案件は農家住宅建設を目的とする転用でございます。農地区分は第一種農地であります。第一種農地は原則不許可であります。本件は農業振興地域整備計画の農業を担うべき者の育成確保のための施設として位置づけられた農家住宅への転用であることから問題ないと考えております。なお、立地基準、一般基準の詳細につきましては別添審査表に記載されているとおりでございます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長

それでは地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

15番

15番説明いたします。この案件は先月23日に、高橋委員、森委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては、事務局ご説明のとおりでございますのでよろしく願いいたします。

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第4号1番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長

異議なしとします。よって議案第4号1番は原案のとおり可決されました。

議長

次に議案第4号2番について事務局から説明をお願いいたします。

事務局

【議案第4号2番について議案書をもとに朗読】

この案件はバイオガスの建設を目的とする転用でございます。なお農地区分は農用地であります。農用地は原則不許可であります。本件は農振農用地区域の指定用途への転用であることから問題ないと考えております。なお立地基準・一般基準の詳細につきましては、別添・農地転用許可申請にかかる審査表に記載されて通りでございます。よろしく願いいたします。

議長

それでは地区担当委員から、補足説明をお願いいたします。

20番

20番説明いたします。この案件は今月20日に、宗廣委員、前川委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては、事務局ご説明のとおりでございますのでよろしく願いいたします。

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

	(発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第4号2番について原案のとおり決することに異議ございませんか。
	【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって議案第4号2番は原案のとおり可決されました。
議長	次に議案第5号「現況証明について」を議題といたします。議案第5号1番について事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第5号1番について議案書をもとに朗読】
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
25番	25番説明いたします。この案件は地目変更登記を目的に証明を求めるものでございます。今月20日に宗廣委員、前川委員、事務局とで現地調査を行い、農地採草放牧地以外であることを確認しておりますのでよろしく願いいたします。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。
	(発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第5号1番について原案のとおり決することに異議ございませんか。
	【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって議案第5号1番は原案のとおり可決されました。
議長	議案は以上であります。 これをもちまして、第22回農業委員会総会を閉会いたします。
事務局	ご起立願います。ご苦勞様でした。